

## 建築確認手続き等の運用改善推進計画書

## 1 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組方針を定める。

## 2 現状の分析等

## (1) 審査に要する所要期間の把握・分析

(適判物件<sup>(注1)</sup>・非適判物件<sup>(注2)</sup>毎に審査に要する平均所要期間平成 22 年 3 月～5 月確認済分)

	確認申請受付から確認済証交付						件数 (注4)
	確認審査		適判審査		計		
	総日数 (注3)	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	
適判物件	59	23	22	6	81	29	5
非適判物件	29	22			29	22	50

(注1) 適判物件：構造計算適合性判定を要する物件

(注2) 非適判物件：構造計算適合性判定を要しない物件

(注3) 総日数は中断日数を含む。

(注4) 4号建築物、工作物、計画変更除く。

## (2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析

## ① 適判物件

平均の総日数は 81 日となっている。うち適判審査の日数は 22 日で総日数に占める割合は約 26%と少ない。また、総実審査日数は 29 日となっている。

総日数が 100 日を超える 2 物件の適判審査の平均日数は 31 日と総日数に占める割合は約 27%である。総実審査日数は 33 日で、残りが中断日数となる。

## ② 非適判物件

平成 22 年 3 月から 5 月までの確認済分は 50 件で、その総日数の平均日数は 29 日となっている。また、総実審査日数は 22 日となっている。

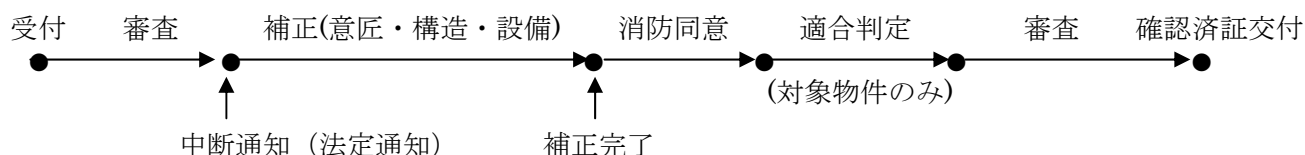
総日数が 50 日を超える 4 物件の実審査日数は 26 日で、残りが中断日数と

なる。

③ 長期間かかっている理由

審査担当者の指摘による確認申請図書の修正について、申請者側が対応に時間を要しているケースが多い。

(3) 確認審査の流れ（消防同意手続きを含む。）



(4) 確認審査の体制

建築主事のもと、意匠、設備、構造の各審査担当を配置し、審査を行っている。  
意匠担当（8名）、設備担当（4名）、構造担当（5名）、建築主事（1名）

(5) 事前相談

建築指導課の窓口において、随時相談に応じている。

(6) ヒアリング

申請内容について疑義が生じた場合は、審査担当者が申請者に対し、随時電話等により確認を行っている。

(7) 審査担当者会議

随時、審査担当者間での打合せを行い、情報共有を図り、審査状況を確認している。

(8) その他、指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

定期的に特別区の担当課長会や担当係長会・担当者会を開催し、情報共有を図っている。

(9) その他、確認審査に要する期間を短くするための工夫していること

内部審査の意匠、設備、構造の各審査について、意匠・設備の審査が一定程度終わった段階で、確認申請図書の副本や構造計算書を用いて構造の審査を行うといった並行的な審査を可能な限り行い、期間短縮を図っている。

### 3 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動と的確な確認審査の実施を確保するために、告示改正等により確認申請図書の補正対象が拡大された。このことを踏まえ、審査側及び設計側は、十分な意思疎通を図り、互いに協力して建築確認の迅速化に取り組むものとする。

特に構造計算適合性判定を要する物件の、確認申請の受付から確認済証交付までの所要期間 35 日以内を目指す。

## 4 建築確認審査の迅速化のための取り組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続の迅速化の取組について取組方針を以下のように定める。

### (1) 確認申請受付時点でのチェックの徹底

- ① 建築主等による建築確認図書作成時において、江戸川区独自のチェックリストを活用することにより記載すべき事項の設計者による事前の確認を求める。
- ② 申請図書・届出関係書類等の記載すべき事項のチェックを徹底し受付機能の強化を図る。
- ③ 都市計画法・条例等で定められている事前の手続き完了の確認を徹底する。
- ④ 集団規定等の事前チェックを行い、迅速化につなげる。

### (2) 審査方法・体制の改善

#### ① 内部審査における並行審査

確認申請受付後、意匠、設備、構造の各担当が協力して審査を進める。意匠、設備は、最初から並行審査を実施し、構造担当は、不整合等の補正状況を見極めながら、審査に加わる。各担当者は自らの担当以外に影響を及ぼす補正が生じた場合には速やかに相互に連絡する。

- ② 補正等を求める書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求める。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内とする。
- ③ 担当者により指摘内容にバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整を図る。
- ④ 構造計算適合性判定と内部審査の並行審査が可能なことについて、建築主(代理者)の意思を確認し、実施する。  
また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や意見交換を行う。

### (3) 消防同意手続との並行審査の実施

消防同意手続の並行審査については、東京都と消防庁との協議の推移に基づき導入を図る。

### (4) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

東京都が設置する建築確認円滑化対策連絡協議会を通じ、設計者、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関の情報収集を行い、円滑な確認審査に努める。

- (5) その他確認審査手続の迅速化のための取組の実施  
建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図る。

## 5 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取組方針を以下のとおり定める。

- (1) 物件毎の進捗管理  
物件の進捗状況が担当者でなければ不明な場合、設計者や建築主に無用な不安を与えかねない。そのために導入済みのデータベースを活用し、物件毎の審査の進捗状況について、建築主事の管理を強化することにより迅速化を図る。
- (2) 申請者等からの苦情受付体制の整備  
建築指導課に寄せられた審査内容等の苦情について、情報の共有化を図ることによって、同じ苦情が寄せられない体制づくりをする。  
窓口等を通じて得た情報により、指摘内容にバラツキ等があった場合は、調査・検討を行い、必要に応じて周知を行い適正化を図る。
- (3) 審査担当者への指導等の取組方針  
審査担当者向けの勉強会を継続的に実施し、審査担当者の技術向上に努め、計画的に審査担当者の育成を図る。
- (4) 取扱基準の公開・充実  
建築基準法等に関する取扱いをより明確化することによって、確認審査上、疑義が生じることのないよう江戸川区ホームページに掲載されている取扱基準をさらに充実させ、周知していく。
- (5) その他審査のバラツキ是正のための取り組み  
日本建築行政会議等を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。

## 6 その他

- (1) 推進計画書の公表方法  
江戸川区ホームページに掲載する。
- (2) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施  
建築指導課と建築関係団体との間で、随時、意見交換等を行う。
- (3) 申請者がホームページによって、随時、審査状況の確認ができることについて、継続して実施していく。